北九州市立消費生活センター あんしんサポートニュース

海産物の電話勧誘トラブルに注意!

<相談事例>

遠方の事業者から、「以前、購入された方に電話をしています。日本の海産物が海外で問題になっていて、売れずに困っています。助けてください。」と海産物を電話で勧誘された。いったんは了承したものの、よく考えると高額なので、「キャンセルしたい。」と申し出たが、「キャンセルはできない。キャンセル料がかかる。」と言われた。

(80 歳代女性)

〈アドバイス〉

- ●おかしいと感じたら、きっぱり 断りましょう。
- ●電話勧誘で契約したときは、 クーリング・オフができます。



- ●断ったのに商品が届いたら、受取りを拒否し、代金を 支払わないようにしましょう。
- ●どうすればよいかわからないときは、まずは消費生活 センターに相談しましょう。



まもりん

北九州市立消費生活センター(ウェルとばた 7F)

☎861-0999

小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】

☎582−4500

小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】

2951-3610

八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】

☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、まずは消費生活センター ☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン**☎**188(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

